

岐阜県公報

号 外 (一) 令 和 七 年 十 月 一 日

目 次

規 則

○岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

(人 事 課)

一

訓 令 甲

○岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人 事 課)

二

○岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

(同)

三

規 則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第七十七号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則（昭和四十三年岐阜県規則第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一四の項第二号中「又は第三項の規定により所属職員」を「の規定により」に、「又はこれ」を「同条第二項の規定による申出を受理し、又は同条第六項において準用する同法第五条第二項の規定により承認」に改め、「こと」の下に「（所属職員の一部休業に係るものに限る。）」を加える。

別表第三県事務所長の部四十三の項中「施行規則」を「省令」に改め、同項第二号中「第十六号」を「第十八号」に改め、同項第二十六号中「施行規則」を「省令」に改め、同項第二十八号とし、同項第二十五号中「施行規則」を「省令」に改め、同項第二十七号とし、同項第二十四号を第二十六号とし、第二十号から第二十三号までを二号ずつ繰り下げ、同項第十九号中「第二十五号」を「第二十六号」に改め、同項を同項第二十一号とし、同項第十八号中「第三十四条の十四第一項」の下に「及び第三十四条の十八の第二項」を加え、同項を同項第二十号とし、同項第十七号を第十九号とし、第十六号を第十八号とし、第十五号の次に次の二号を加える。

16 法第三十三条の十四第二項の規定により事実を確認するための措置（児童自立生活援助事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、病児保育事業、乳児院、

母子生活支援施設、保育所、児童館、児童養護施設（県立施設を除く。）、障害児入所施設（県立施設を除く。）、児童心理治療施設、認可外保育施設及び法第三十三条第一項又は第二項の規定による委託を受けて一時保護を行う業務に従事する者（次号において「児童自立生活援助事業等」という。）に係るものに限る。）を講ずること。

17 法第三十三条の十四第三項の規定により児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置（児童自立生活援助事業等に係るものに限る。）を講ずること。

別表第三県事務所長の部五十二の項第一号中「第六十四条第二項」を「第六十四条第四項」に改め、同部五十六の項に次の二号を加える。

3 法第二十七条の五第二項の規定により事実を確認するための措置を講ずること。

4 法第二十七条の五第三項の規定により園児の安全な環境を確保するために必要な措置を講ずること。

別表第三岐阜地域福祉事務所長の部六の項中「施行規則」を「省令」に、「第三十三号及び第三十四号」を「第三十五号及び第三十六号」に改め、同項第四十五号中「施行規則」を「省令」に改め、同号を同項第四十七号とし、同項第四十四号中「施行規則」を「省令」に改め、同号を同項第四十六号とし、同項第四十三号を第四十五号とし、第三十九号から第四十二号までを二号ずつ繰り下げ、同項第三十八号中「第四十三号」を「第四十五号」に改め、同号を同項第四十号とし、同項第三十七号中「第三十四条の十四第一項」の下に「及び第三十四条の十八の第二項」を加え、同号を同項第三十九号とし、同項第三十六号を第三十八号とし、第三十三号から第三十五号までを二号ずつ繰り下げ、第三十二号の次に次の二号を加える。

33 法第三十三条の十四第二項の規定により事実を確認するための措置（児童自立生活援助事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、病児保育事業、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童館、児童養護施設（県立施設を除く。）、障害児入所施設（県立施設を除く。）、児童心理治療施設、認可外保育施設及び法第三十三条第一項又は第二項の規定による委託を受けて一時保護を行う業務に従事する者（次号において「児童自立生活援助事業等」という。）に係るものに限る。）を講ずること。

34 法第三十三条の十四第三項の規定により児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置（児童自立生活援助事業等に係るものに限る。）を講ずること。

別表第三岐阜地域福祉事務所長の部十五の項第一号中「第六十四条第二項」を「第六

十四条第四項」に改め、同部十九の項に次の二号を加える。

3 法第二十七条の五第二項の規定により事実を確認するための措置を講ずること。

4 法第二十七条の五第三項の規定により園児の安全な環境を確保するために必要な措置を講ずること。

別表第三土木事務所長の部四の項第八号中「第十二号」を削り、同項第十号中「第三十三条第二項第三号」を「第三十三条第二項第四号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第十八号

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年十月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二八の項部長専決事項の欄第一号中「部長等の」を「規定による」に改め、「部分休業の承認」の下に「、同条第二項の規定による申出の受理」を加え、「同条第三項の」を「同条第六項において準用する法第五条第二項の規定による」に改め、「取消し」の下に「（部長等の部分休業に係るものに限る。）」を加え、同項課長専決事項の欄第一号中「法第十九条第一項の」を「部長専決事項を除く法第十九条第一項の規定による」に改め、「部分休業の承認」の下に「、同条第二項の規定による申出の受理」を

庁中一般
各現地機関

加え、「同条第三項の」を「同条第六項において準用する第五条第二項の規定による」に改める。

別表第三道路維持課の表一の項部長専決事項の欄第三号中「及び第二十條第六項」を「第二十條第六項及び第二十條の二第二項」に改める。

別表第三住宅課の表五の項部長専決事項の欄第八号中「への」を「に対する」に改め、同欄第十一号中「第六十八條」を「第六十九條」に、「終身建物賃貸事業者」を「認可事業者」に改め、同欄第十二号中「第六十九條第一項」を「第七十條第一項」に、「終身建物賃貸事業の認可」を「事業認可」に改め、同表七の項中「平成二十九年省令第六十三号」を「平成二十九年国土交通省令第六十三号」に改め、同項部長専決事項の欄第一号中「同条第十項」を「同条第十一項」に改め、同欄第二号中「第五条第八項」を「第五条第九項」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に改め、同欄第三号中「第五条第九項」を「第五条第十項」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に改め、同欄第十三号中「第五十條第一項」を「第七十條第一項及び第二項」に改め、同欄第十五号とし、同欄第十二号中「第四十八條」を「第六十八條」に改め、同号を同欄第十四号とし、同欄第十一号中「第四十條」を「第五十九條第一項」に改め、同号を同欄第十三号とし、同欄第十号の次に次の二号を加える。

11 法第五十五條の規定による認定事業者に対する改善命令

12 法第五十六條第一項及び第二項の規定による居住安定援助計画の認定の取消し
別表第三住宅課の表七の項部長専決事項の欄に次の一号を加える。

16 法第七十一條第二項の規定による都道府県賃貸住宅供給促進計画の作成又は変更の提案をした住宅確保要配慮者居住支援法人に対する通知

附 則

この訓令は、令和七年十月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第十九号

庁中一般

各現地機関

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年十月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一六の項所長決裁事項の欄第十五号中「の承認」の下に「同条第二項の規定による申出の受理」を加え、「同条第三項」を「同条第六項」に改める。

附 則

この訓令は、令和七年十月一日から施行する。

令和七年十月一日発行

発行者
発行所

岐阜県庁
岐阜市藪田南二丁目一番一号

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社